

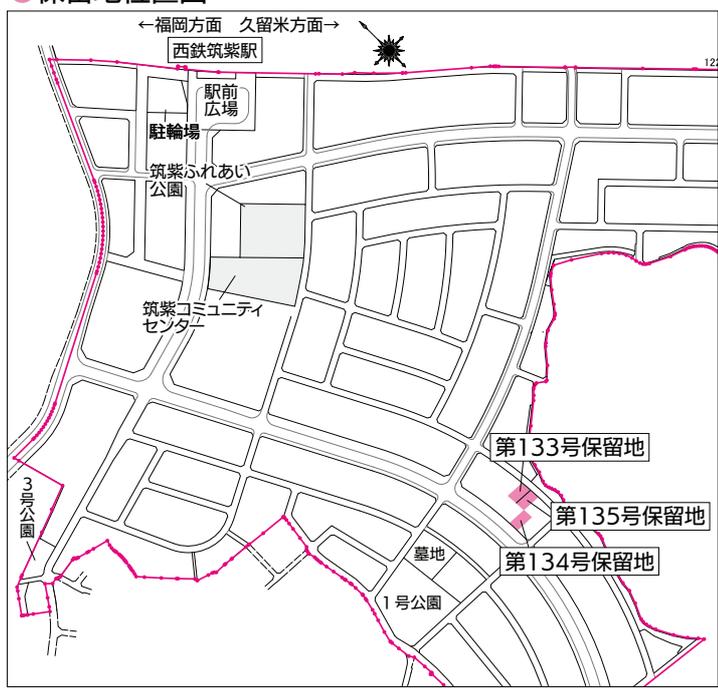
市役所からのお知らせ

保留地を販売します

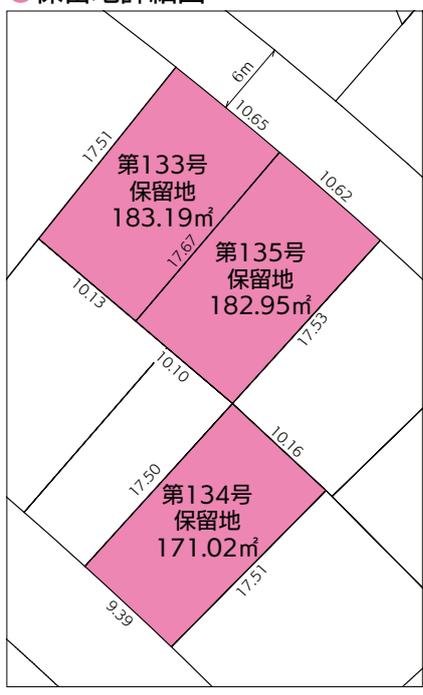
いずれの保留地も現状引き渡しのため、建築などにあたり地盤改良などが必要になることがあります。

- 販売方法 一般競争入札
 - 申込書配布受付 7月30日(木)～8月25日(火)、9時～17時
 - 申込書配布受付場所 市役所3階区画整理課
 - 入札会場 市役所3階301会議室
 - 入札日時 9月29日(火)
 - ▽10時～(第133号保留地)
 - ▽11時～(第134号保留地)
 - ▽14時～(第135号保留地)
 - 申し込み・問い合わせ先 区画整理課
 - ▽FAX(923)7979
 - ▽電子メール kukakuseiri@city.chikushino.fukuoka.jp
- ※詳細な内容をホームページに掲載しています。

●保留地位置図



●保留地詳細図



●物件 筑紫駅西口土地区画整理事業地内の保留地(3区画)

番号	位置	面積	予定価格	用途地域
第133号保留地	43街区2画地	183.19㎡	16,840,000円	第2種中高層住居専用地域
第134号保留地	43街区4画地	171.02㎡	16,730,000円	
第135号保留地	43街区9画地	182.95㎡	16,810,000円	

模範的な行為をした人などを推薦してください

地域の振興に貢献した人、各分野で活躍した人や善行者を令和2年度筑紫野市表彰式で表彰します。

皆さんの周りで、地域社会や人のために尽力している人や顕著な功績をあげた人、団体を推薦してください。

●対象 次のいずれかの内容に該当し、その貢献、功績が特に顕著な個人または団体。

- ▽地域の振興、市民生活の向上に寄与し、その功績が顕著である
- ▽ボランティア、環境保全、環境美化などの市民活動の功績が顕著である
- ▽芸術、文化、スポーツなどの振興への貢献が顕著である
- ▽市民の模範となる行為をし、衆人から認められている
- ▽市の公益事業に尽力し、その行為が顕著である

※詳細は問い合わせください。
 ▽提出書類 推薦書および関連資料(推薦書は総務課でお渡しします)
 ●推薦期限 8月31日(月)まで
 ●選考 被表彰者選考委員会で選考
 ●表彰式 11月2日(月)

●問い合わせ先 総務課 総務担当

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

現在、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給中の人は、8月に「現況届」または「所得状況届」を提出する必要があります。対象の人には現況届（所得状況届）の通知を郵送します。必要書類などの詳細は通知をご確認ください。

●受付期間 8月3日(月)～8月31日(月)、9時～16時

※8月16日(日)も受け付けます。

【児童扶養手当とは】

●対象 ひとり親世帯で18歳以下の子ども（障がい児は20歳未満）を監護する父または母など

●手当の額（令和2年4月時点）
所得（養育費の8割を含む）額に応じて

▽全額支給 月額4万3160円
▽一部支給 月額1万180円～4万3150円

▽2人目は5100円～1万190円加算、3人目以降は1人につき3060円～6110円加算。

※一定以上の所得がある場合は対象外。

【特別児童扶養手当とは】

●対象 法で定める程度以上の障が

いがある20歳未満の子どもを監護する父または母など

●手当の額（令和2年4月時点）

▽1級 一人月額5万2500円
▽2級 一人月額3万4970円

※一定以上の所得がある場合は対象外。

●問い合わせ先 子育て支援課

福岡広域都市計画の決定・変更に関する公聴会

福岡広域都市計画公聴会規則第2条の規定に基づき、福岡広域都市計画の決定・変更に関する公聴会を行います。

●対象の都市計画

▽用途地域（筑紫野市決定）
▽区域区分（福岡県決定）

●事前閲覧・公述申出期間
8月5日(水)～8月18日(火)

●事前閲覧・公述申出場所
▽市役所3階都市計画課（8時30分～17時）

▽県庁7階都市計画課（8時30分～17時45分、福岡県決定分のみ）

●公聴会の日時・場所

▽筑紫野市決定分 9月3日(木)9時30分～11時30分、二日市東コミュニティセンター2階学習室2

▽福岡県決定分 9月3日(木)15時～17時、二日市東コミュニティセンター2階学習室1・2

●対象 市民・利害関係人

※公聴会で意見を述べる人は、公述申出書を提出した人の中から選出します。

※傍聴人の受付は当日、開会30分前から先着順で行います。

※公述申出書の提出がなかった場合は、公聴会は開催しません。

●問い合わせ先 都市計画課 計画担当

人権擁護委員が表彰されました

5月に福岡市で開催された福岡県人権擁護委員連合会総会で、多年にわたって人権擁護活動にご尽力いただいた次の人が表彰されました。おめでとうございます。

●全国人権擁護委員連合会長表彰

大野 徳子さん（筑紫）

●福岡法務局長感謝状

森山 秀明さん（石崎）

●福岡県人権擁護委員連合会長表彰

木村 律子さん（諸田）

●問い合わせ先 人権政策・男女共同参画課

会計年度任用職員（管理栄養士）を募集しています

●勤務内容 健診結果の個別説明、健康教室、訪問指導などの栄養指導

●応募条件 管理栄養士の資格取得者・普通運転免許取得者・パソコンの操作ができる人

●募集人数 1人

●申込方法 「会計年度任用職員候補者名簿登録申込書」「管理栄養士免許証（写し）」を人事課に郵送

たは持参してください。登録受付後、必要に応じて市から直接連絡します。

※申込書はホームページからダウンロードできます。

●申し込み先

〒818-8686（住所記入不要）人事課

●問い合わせ先 健康推進課（カミールリヤ内）

☎（920）8611

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
 ■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

柔道整復師の正しいかかり方

骨折などの痛みに対して施術を行う柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける場合、国民健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります。

- 国民健康保険が使えるもの
 - ▽打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
 - ▽骨折、脱臼の応急手当（応急手当でない場合は医師の同意が必要）
- 国民健康保険が使えないもの
 - ▽日常生活における疲れや肩こり、腰痛、体調不良など
 - ▽仕事やスポーツによる筋肉疲労
 - ▽マッサージ代わりの漫然とした利用
- ▽労災保険の対象の負傷
- 施術を受けるときの注意事項
 - ▽負傷原因を正確に伝えましょう。
 - ▽外傷性の負傷でない場合は国民健康保険が使えません。
 - ▽同一の負傷について、同時期に病院と重複受診はできません。
 - ▽療養費支給申請書の内容をよく確認して必ず自分で署名しましょう。
 - ▽領収書は必ず受け取りましょう。
 - ▽施術が長期になる場合は医師の診察を受けましょう。

●問い合わせ先 国保年金課 国保担当

あか 明るい選挙啓発ポスター 作品募集

- 政治や選挙に関心を深めてもらい、明るい選挙の推進に役立てるため、明るい選挙啓発ポスターを募集します。入選者には賞品を贈呈します。
- ポスター内容 明るい選挙を呼びかける内容で、自由に表現
 - ポスターのサイズ 四つ切または八つ切の画用紙
 - 対象 市内の小・中・高校に通う児童・生徒
 - 応募期限 9月1日(火)必着
 - 応募上の注意
 - ▽作品裏の右下に、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記してください。
 - ▽作品はホームページに掲載や公共施設に展示するなどの選挙啓発に利用します。その際、学校名、学年、氏名も掲載します。
 - 応募・問い合わせ先 選挙管理委員会事務局

いこつ 遺骨の移動には許可が必要です

代々のお墓が遠方で墓参りが大変になった、近くに新しくお墓を購入したなどの理由で、一度納めた遺骨を他の場所に動かすことを「改葬」といいます。改葬を行う際は、市の許可が必要です。

- 市の許可が必要な場合
 - ▽市内のお墓から市内・市外のお墓に移動するとき
 - ▽土葬されていた遺体を火葬するときなど
- ※市外から市内に移動する場合は、現埋葬地の自治体の許可が必要です。
- 申請方法 ホームページまたは環境課窓口で申請様式を配布しています。申請様式に必要な事項を記入の上、環境課に申請してください。申請書の書き方や必要な書類については問い合わせください。なお、申請に必要な書類は次のとおりです。
 - ▽改葬許可申請書（現墓地管理者の押印が必要です）
 - ▽受入証明書（移動先の墓地または納骨堂管理者の押印が必要です）
 - ▽改葬承諾書（申請者が現墓地の使用者と異なる場合）

けんけつ 献血にご協力ください

▽委任状（申請者と異なる人が窓口に来る場合）
 ※申請から許可証の交付まで、最長で1週間かかります。早めの申請をお願いします。

●問い合わせ先 環境課

- 病気やけがなどで輸血を必要とする人の尊い生命を救うため、健康な人の献血のご協力をお願いします。
- 日時 8月21日(金)、9時30分～12時・13時～16時
 - 場所 市役所1階多目的ホール
 - 採血量 全血400ミリリットル
 - 対象年齢
 - ▽男性17歳～69歳
 - ▽女性18歳～69歳
 - ※65歳以上の人は、60歳になってから献血の経験がある人。
 - 体重 50キログラム以上
 - 持参するもの 運転免許証など本人確認ができるもの、献血カード・手帳
 - 問い合わせ先 健康推進課（カミリーヤ内）☎(920)8611

動物の遺棄・虐待は法律で禁止されています

「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されました。

犬や猫などの愛護動物を殺傷する行為には、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、また、虐待や遺棄に対しては、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。

●虐待に定義される行為

▽けがをさせるなどの暴行を加えること。

▽エサや水を与えず拘束したり、狭い飼育空間で多くの動物を飼育するなどして衰弱させること。

▽飼育している動物が病気やけがをした場合に適切な保護をしないこと。

▽ふん尿やほかの動物の死体を放置したまま飼育すること。

動物は、責任を持って最後まで飼いましょう。

●問い合わせ先 環境課

お盆のお供え物を受け付けます

精霊流しによる川の汚れを防ぐため、お供え物を受け付けます。来場の際はマスクの着用をお願いします。※燃えないものは預かれませぬ。

●日時 8月15日(土)、16時～20時

●場所 JA筑紫やすらぎ会館(二日市南) ☎(924)3027

※今年は善光、セレモニー筑紫では開催しません。

●問い合わせ先 環境課

第11回特別弔慰金の請求はお済みですか

戦没者などの死亡当時、生計関係者を有している遺族で、令和2年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に特別弔慰金が支給されます。まだ請求していない人は手続きをしてくださいます。

対象など詳細は問い合わせください。

●支給内容 額面25万円(5年償還)の記名国債

●請求期間 令和5年3月31日まで

●問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当

飲食店、医院・歯科医院の償却資産の申告

償却資産とは、事業をしている個人・法人がその事業のために用いる構築物、機械、工具、器具、備品などの固定資産をいいます。1月1日現在に所有している償却資産は、所在地の市町村長に申告する必要があります。

●飲食店

各種厨房器具、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、エアコン、テレビ、看板、LAN設備、駐車場舗装などが申告の対象です。

また、自己所有の建物でなく貸店舗のテナントとして開業した場合は、店舗用に施工した内装や電気配線、空調設備、給排水設備などを償却資産として取り扱いますので申告が必要です。

●医院・歯科医院

医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットなど)、消毒滅菌用機器、待合室用椅子などが申告の対象です。

また、リース資産は、資産の所有権が移転しない場合、原則として、所有者であるリース会社に申告義務がありますのでご注意ください。

●申告方法

令和2年1月1日現在所有しているすべての償却資産を、申告用紙に記入して提出してください。

新たに申告をする人など、申告用紙がない人は、必ずご連絡ください。

●申告書の提出(郵送可)・問い合わせ先 税務課 固定資産税担当

ごみ収集、クリーンヒル宝満、し尿・浄化槽汚泥収集の休み



●ごみ収集の休み

8月13日(木)夜の持ち出し

8月16日(日)夜の持ち出し

●クリーンヒル宝満の休み

8月13日(木)～8月15日(土)

※日曜日は年間を通して休み。

●し尿・浄化槽汚泥収集の休み

8月13日(木)～8月16日(日)

●問い合わせ先 環境課